

2020年2月25日

投資家のみなさまへ

キャピタル・インターナショナル株式会社

キャピタル世界株式ファンド
キャピタル世界株式ファンド F
キャピタル世界株式ファンド (DC年金用)
キャピタル世界株式ファンド N F
キャピタル世界株式ファンド年2回決算 (分配重視)

上記ファンドの2020年2月25日の基準価額の変動について

世界の株式市場が大幅に下落したことを受け、マザーファンドとその投資先ファンドを通じて同市場を実質的な主要投資対象としているキャピタル世界株式ファンド、キャピタル世界株式ファンドF、キャピタル世界株式ファンド (DC年金用)、キャピタル世界株式ファンドN F、キャピタル世界株式ファンド年2回決算 (分配重視) (以下総称して「各ファンド」といいます) の基準価額も大幅に下落しました。つきましては、世界の株式市場の下落の背景、今後の運用方針についてご説明いたします。

【基準価額と参考指数の騰落率】

2020年2月25日	基準価額	前営業日比		参考指 2020年2月24日	20日比 騰落率
		変化	騰落率		
キャピタル 世界株式ファンド	14,505円	▲834円	▲5.44%	MSCI AC ワールド・インデックス (税引後配当再投 資、円ベース)	▲4.90%
キャピタル 世界株式ファンド F	14,302円	▲823円	▲5.44%		
キャピタル世界株式 ファンド (DC年金用)	15,896円	▲909円	▲5.41%		
キャピタル 世界株式ファンド N F	11,904円	▲680円	▲5.40%		
キャピタル世界株式ファン ド年2回決算 (分配重視)	11,066円	▲634円	▲5.42%		

【株式市場下落の背景】

2月21日、24日の世界の株式市場は連日の下落となり、MSCI AC ワールド・インデックス (税引後配当再投資) の騰落率は▲4.90%となりました (円ベース)。また、為替市場では、ドル円レートが2月25日に一時1ドル=110円台前半を付けるなど円高が進み、各ファンドの円建て騰落率の悪化につながりました。

今回の下落の背景としては、新型コロナウイルスの感染拡大があると考えられます。北米、中東や欧州など、東アジア以外の地域でも感染が広がり、世界の景気や企業業績への影響への懸念が高ま

当資料は、ファンドの運用状況を受益者の皆様にお知らせするために当社が作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、お客様自身でご判断ください。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の情報等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。

ったとみられます。

【今後の運用方針】

市場下落の主要因となっている世界的な感染症拡大については、景気や企業業績への影響を中心に今後も注意深く見守っていく方針です。グローバル経済は、主要国の緩和的な金融政策や景気対策、米中通商協議の進展期待に支えられ、緩やかな成長が継続するとみられます。こうした見通しのなか、世界的な感染症拡大や地政学的要因など企業業績をめぐるリスク要因が当面残ることから、グローバル経済の動向を注視しながら、個別企業のファンダメンタルズ（経済や企業の基礎的条件）調査に基づき投資機会を見出すことに注力する方針です。成長企業のなかでも、その産業で強力なリーダーシップを発揮し、持続的にフリーキャッシュフローを創出する企業に注目しています。投資テーマとしては、消費関連や半導体関連企業などに注目しています。一方、金融セクターなど、規制の影響を受けやすいセクターについては、選別的な投資としています。今後の運用においても、世界各国の経済および市場動向を注視しながら、長期的な視点に立った企業調査に基づく個別銘柄選択を継続していく方針です。今後とも当ファンドをご愛顧くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

以上

当資料は、ファンドの運用状況を受益者の皆様にお知らせするために当社が作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、お客様自身でご判断ください。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の情報等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。

【参考資料】

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある有価証券等に投資を行ないますので、組入有価証券等の価格の下落や発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資を行なった場合には、為替の変動により、損失を被ることがあります。従って、投資家のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託は、投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」を必ずご覧ください。

ファンドの費用等

キャピタル世界株式ファンド／キャピタル世界株式ファンド年2回決算（分配重視）

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社にお問い合わせいただくか、手数料を記載した書面をご覧ください。なお、手数料率の上限は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対して <u>3.3%（税抜3.00%）</u> です。
	購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率 <u>1.694%（税抜1.54%）</u> の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、「世界株式」「世界株式（限定為替ヘッジ）」については毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに、「世界株式（分配重視）」「世界株式（分配重視／限定為替ヘッジ）」については毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。
------------------	---

信託報酬の支払先への配分および役務の内容、ならびに実質的な負担

信託報酬	年率1.694%（税抜1.54%）
委託会社	年率0.75%（税抜） 委託した資金の運用等の対価として
販売会社	年率0.75%（税抜） 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
受託会社	年率0.04%（税抜） 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として

投資対象とする外国投資信託^{*1}の信託報酬 年率0.00%

投資対象とする国内投資信託^{*2}の信託報酬 年率0.007%程度

実質的な負担^{*3} 年率1.701%程度（税込）

*1 「ニューパースペクティブ・ファンド（クラスC）／（クラスCh-JPY）／（クラスCd）／（クラスCdh-JPY）」の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、下記「他の費用・手数料」に表示するファンド管理費用が別途かかります。

*2 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）は、年率0.143%（税抜0.13%）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

*3 当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

当資料は、ファンドの運用状況を受益者の皆様にお知らせするために当社が作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、お客様自身でご判断ください。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の情報等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。

その他の費用・手数料	投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記のとおりですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示することができません。
監査費用	純資産総額に年率0.022%(税抜0.02%)を上限とする率を乗じて得た金額以内(ただし、年間165万円(税込)を上限とします)とし、日々計上します。
法定開示費用 (運用報告書作成・印刷費用等)	毎計算期末に前計算期間の当該信託の実績等に基づき試算された額を基本とし、その合理的に見積もられた金額を信託財産の純資産総額に対して0.011%(税抜0.01%)の率を乗じた額を上限として計上します。
資産管理費用(カストディーフィー)	保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。
資金の借入に伴う借入金の利息 および有価証券の借入に伴う品借料	借入先との契約により適正な価格が計上されます。
受託会社による資金の立替に伴う利息	受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。
有価証券等の売買委託手数料等	投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。
投資対象とする外国投資信託の ファンド管理費用	投資対象ファンドとする外国投資信託の合計純資産額に対し、上限年率0.15%

※「世界株式」「世界株式(限定為替ヘッジ)」の監査費用および法定開示費用は毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。「世界株式(分配重視)」「世界株式(分配重視／限定為替ヘッジ)」の監査費用および法定開示費用は毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、その都度信託財産から支払われます。

当資料は、ファンドの運用状況を受益者の皆様にお知らせするために当社が作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、お客様自身でご判断ください。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の情報等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。

キャピタル世界株式ファンド F

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率0.748%(税抜0.68%)の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

信託報酬の支払先への配分および役務の内容、ならびに実質的な負担

信託報酬 年率0.748%(税抜0.68%)

委託会社 年率0.65%(税抜) 委託した資金の運用等の対価として

販売会社 年率0.01%(税抜) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として

受託会社 年率0.02%(税抜) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として

投資対象とする外国投資信託^{*1}の信託報酬 年率0.00%

投資対象とする国内投資信託^{*2}の信託報酬 年率0.007%程度

実質的な負担^{*3}

年率0.755%程度(税込)

*1 キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、下記「他の費用・手数料」に表示するファンド管理費用が別途かかります。

*2 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)は、年率0.143%(税抜0.13%)を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

*3 当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

その他の費用・手数料

投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記のとおりですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示することができません。

法定開示にかかる費用 **年率0.05%以内(税込)**

委託会社は下記イ、およびロ、に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けすることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額を予め合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ、およびロ、に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5%を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
イ. 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
ロ. 信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類)の作成および印刷費用等は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。

資産管理費用
(カストディーフィー) 保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。

資金の借入に伴う借入
金の利息および有価証
券の借入に伴う品借料 借入先との契約により適正な価格が計上されます。

受託会社による資金の
立替に伴う利息 受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。

有価証券等の
売買委託手数料等 投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

投資対象とする外国投資
信託のファンド管理費用 **投資対象ファンドとする外国投資信託の合計純資産額に対し、上限年率
0.15%**

※法定開示にかかる費用は毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、そのつど信託財産から支払われます。

当資料は、ファンドの運用状況を受益者の皆様にお知らせするために当社が作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、お客様自身でご判断ください。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の情報等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等(外国証券には替リスクもあります)に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。

キャピタル世界株式ファンド（DC年金用）

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬） 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率1.562%（税抜1.42%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

信託報酬の支払先への配分および役務の内容、ならびに実質的な負担

信託報酬	年率1.562%（税抜1.42%）
------	-------------------

委託会社	年率0.70%（税抜） 委託した資金の運用等の対価として
------	------------------------------

販売会社	年率0.70%（税抜） 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
------	--

受託会社	年率0.02%（税抜） 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として
------	---

投資対象とする外国投資信託 ^{＊1} の信託報酬	年率0.00%
-----------------------------------	---------

投資対象とする国内投資信託 ^{＊2} の信託報酬	年率0.007%程度
-----------------------------------	------------

実質的な負担 ^{＊3}	年率1.569%程度（税込）
----------------------	----------------

*1 「ニューパースペクティブ・ファンド」の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、下記「他の費用・手数料」に表示するファンド管理費用が別途かかります。

*2 日本短期債券ファンド（高格機関投資家限定）は、年率0.143%（税抜0.13%）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

*3 当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができます。

その他の費用・手数料 投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記のとおりですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示することができません。

法定開示にかかる費用

年率0.05%以内（税込）

委託会社は下記イ、およびロ、に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けすることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額を予め合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ、およびロ、に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期間中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
イ. 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
ロ. 信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。

資産管理費用(カストディーフィー) 保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。

資金の借入に伴う借入金の利息お借入先との契約により適正な価格が計上されます。
および有価証券の借入に伴う品借料

受託会社による資金の立替に伴う利息 受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。

有価証券等の売買委託手数料等

投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

投資対象ファンドとする外国投資信託の合計純資産額に対し、年率0.15%

※法定開示にかかる費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、そのつど信託財産から支払われます。

当資料は、ファンドの運用状況を受益者の皆様にお知らせするために当社が作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、お客様自身でご判断ください。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の情報等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。

キャピタル世界株式ファンドN F

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬) 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率**0.81%※1(税抜0.75%)**の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

信託報酬の支払先への配分および役務の内容、ならびに実質的な負担

信託報酬 年率0.81%※1(税抜0.75%)

委託会社 年率0.70%(税抜) 委託した資金の運用等の対価として

販売会社 年率0.03%(税抜) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として

受託会社 年率0.02%(税抜) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として

投資対象とする外国投資信託^{＊1}の信託報酬 年率0.00%

投資対象とする国内投資信託^{＊2}の信託報酬 年率0.007%程度

実質的な負担^{＊3} 年率**0.817%程度(税込)※2**

※1 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年率**0.825%**となります。

※2 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年率**0.832%程度(税込)**となります。

*1 「ニューパースペクティブ・ファンド(クラスC)／(クラスChr-JPY)」の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、下記「その他の費用・手数料」に表示するファンド管理費用が別途かかります。

*2 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)は、年率0.1404%(税抜0.13%)を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。※2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、0.143%となります。

*3 当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

その他の費用・手数料 投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記のとおりですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示することができません。

法定開示にかかる費用 年率0.05%以内(税込)

委託会社は下記イ. およびロ. に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額を予め合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかるわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ. およびロ. に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

ロ. 信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類)の作成および印刷費用等は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。

資産管理費用
(カストディーフィー) 保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。

資金の借入に伴う借入
金の利息および有価
証券の借入に伴う品借料 借入先との契約により適正な価格が計上されます。

受託会社による資金の
立替に伴う利息 受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。

有価証券等の売買委託
手数料等 投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができます。

投資対象とする外国投資
信託のファンド管理費用 投資対象ファンドとする外国投資信託の合計純資産額に対し、上限率0.15%

※法定開示にかかる費用は毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、そのつど信託財産から支払われます。

投資信託のお申し込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

キャピタル・インターナショナル株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第317号

当資料は、ファンドの運用状況を受益者の皆様にお知らせするために当社が作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、お客様自身でご判断ください。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の情報等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等(外国証券には替リスクもあります)に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。